

再評価実施事業の概要

県営ふるさと農道緊急整備事業	1
県営広域営農団地農道整備事業	2
県営農林業用揮発油税財源身替農道整備事業	3
県営一般農道整備事業	4
森林環境保全整備事業	6
森林居住環境整備事業	7
復旧治山事業	8
交通円滑化事業(道路改築事業)	9
地域連携推進事業(道路改築事業)	10
広域基幹河川改修事業	11
総合流域防災事業(一級河川)	12
総合流域防災事業(準用河川)	13
公共地すべり対策事業	14
土地区画整備事業、地方道路整備臨時交付金事業	15
連続立体交差事業	16
地方道路整備臨時交付金事業	17
都市公園事業	18
流域下水道事業・公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業	19

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 農地整備課

事業制度について	事業名	県営ふるさと農道緊急整備事業	
	事業目的	農業の振興を図る地域において、地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて早急に整備を行う必要がある集落間、集落と基幹的道路又は基幹的公共施設等との間を結ぶ農道の整備を県単独施工し、農村地域の振興と生活環境の改善を図る。	
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ・全幅員が4 m以上の農道 ・受益面積が概ね30 ha以上であること ・総事業費が2,000万円以上であること 	
	概要 (メニュー)	農道の新設又は改良	
費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<p>農業経営向上効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行経費節減効果・・・農産物の生産・流通に係る輸送経費の節減効果 ・維持管理節減効果・・・農道の管理労力等の軽減 <p>生活環境整備効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般交通等経費節減効果・・・農道の開設、改良による旅行距離の短縮・舗装等による走行経費（燃料、タイヤ等消耗品費）の節減効果
		その他項目	
	費用《C》の算定	総事業費	
	費用便益費の基準	<p>投資効率 = 妥当投資額 ÷ 総事業費</p> <p>投資効率が1.0以上であること</p>	

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 農地整備課

事業制度について	事業名	県営広域営農団地農道整備事業	
	事業目的	広域営農団地育成対策の一環として、広域営農団地における農道網の基幹となる農道の新設並びに改良を行う。	
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ・受益面積が概ね1,000ha(振興山村、過疎地域、急傾斜地帯及び特定農山村地域にあっては300ha)以上であること ・延長が概ね10km(振興山村、過疎地域、急傾斜地帯及び特定農山村地域にあっては5km)以上であること ・車道幅員が5m(振興山村、過疎地域、急傾斜地帯及び特定農山村地域にあっては4m)以上であること 	
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・農道の新設又は改良 	
費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<p>農業経営向上効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行経費節減効果・・・農産物の生産・流通に係る輸送経費の節減効果 ・維持管理節減効果・・・農道の管理労力等の軽減 <p>生活環境整備効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般交通等経費節減効果・・・農道の開設、改良による旅行距離の短縮・舗装等による走行経費(燃料、タイヤ等消耗品費)の節減効果 <p>農業生産向上効果・・・荷傷み防止効果</p>
		その他項目	<p>定住条件改善効果・・・通勤、通学、通院、福祉関係車両等の通行条件改善による住環境の向上</p> <p>迂回路確保効果・・・災害時などの迂回路を確保することにより安全・安心な地域づくりに資する</p>
	費用《C》の算定	総事業費	
	費用便益費の基準	<p>投資効率 = 妥当投資額 ÷ 総事業費</p> <p>投資効率が1.0以上であること</p>	

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 農地整備課

事業制度について	事業名	県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	
	事業目的	農林漁業用揮発油税財源身替措置の一環として、農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資することを目的として、農道の新設並びに改良を行う。	
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受益面積が概ね50ha（振興山村、過疎地域は30ha）以上であること ・ 車道幅員が概ね4m（振興山村地域は3m）以上であること ・ 新設又は改良に要する総事業費が1億円（特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、急傾斜地帯にあっては2,000万円）以上であること ・ 10年後自動車日交通量が概ね100台以上であり、かつ交通量の過半が農業に係るものであること 	
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農道の新設又は改良 	
費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<p>農業経営向上効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 走行経費節減効果・・・農産物の生産・流通に係る輸送経費の節減効果 ・ 維持管理節減効果・・・農道の管理労力等の軽減 <p>生活環境整備効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般交通等経費節減効果・・・農道の開設、改良による旅行距離の短縮・舗装等による走行経費（燃料、タイヤ等消耗品費）の節減効果 <p>農業生産向上効果・・・荷傷み防止効果</p>
		その他項目	<p>定住条件改善効果・・・通勤、通学、通院、福祉関係車両等の通行条件改善による住環境の向上</p> <p>迂回路確保効果・・・災害時などの迂回路を確保することにより安全・安心な地域づくりに資する</p>
	費用《C》の算定	総事業費	
	費用便益費の基準	<p>投資効率 = 妥当投資額 ÷ 総事業費</p> <p>投資効率が1.0以上であること</p>	

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 農地整備課

事業制度について	事業名	県営一般農道整備事業
	事業目的	<p>一般型・畑地帯</p> <p>農業の振興を図る地域において、農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資する。</p> <p>集落間交流</p> <p>自然的、経済的、社会条件に恵まれず、農業の生産条件が不利な中山間地域の農業集落間を結ぶことにより、高生産性農業を促進し農業構造改善に資するだけでなく、農業集落間の交流を盛んにし、農村地域の活性化を図る。</p>
	採択基準	<p>一般型・畑地帯</p> <p>1 農振法第8条第2項第1号に基づいて定められた農用地区域を主たる対象とすること。</p> <p>2 受益面積が概ね50ha以上で、延長が概ね1,000m以上であること。</p> <p>3 全幅員は、概ね4.5m以上であること。</p> <p>4 農道網の基幹となる既設農道の改良であって、舗装のみを行うものは上記1～3に定める条件のほか、次の条件に適合するもの。 (1) 概ね10年後の自動車日交通量が概ね100台以上で、かつその過半数が農業に関するものであること (2) 原則として、舗装道路に接続すること (3) 人家連坦区域の延長が、当該農道延長の概ね30%以内であること</p> <p>5 樹園地を主体とした農用地又は野菜指定産地における畑地を主体とした農用地において行う農道の 신설又は改良であって、受益面積が2の条件に適合し、かつ次に掲げるもののうち農道網の整備に必要なもの。 ア 延長及び全幅員が2及び3の条件に適合する幹線農道 イ 全幅員が概ね3m以上である支線道路 ウ 総延長が概ね500m以上である軌道等運搬施設</p> <p>集落間交流</p> <p>1 自然的、経済的、社会条件に恵まれず、農業の生産条件が不利な中山間地域の農業集落とは、振興山村、過疎地域のいずれかに指定されている地域に含まれる農業集落とする。</p> <p>2 受益面積が概ね30ha以上であること。</p> <p>3 延長が概ね800m以上であること。</p> <p>4 車道幅員が概ね4m以上であること。</p>
概要 (メニュー)	<p>・ 農道の 신설又は改良</p>	

費用対効果の分析について *費用便益 B/C* :	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<p>農業経営向上効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行経費節減効果・・・農産物の生産・流通に係る輸送経費の節減効果 ・維持管理節減効果・・・農道の管理労力等の軽減 <p>生活環境整備効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般交通等経費節減効果・・・農道の開設、改良による旅行距離の短縮・舗装等による走行経費（燃料、タイヤ等消耗品費）の節減効果 <p>農業生産向上効果・・・荷傷み防止効果</p>
		その他項目	<p>定住条件改善効果・・・通勤、通学、通院、福祉関係車両等の通行条件改善による住環境の向上</p> <p>迂回路確保効果・・・災害時などの迂回路を確保することにより安全・安心な地域づくりに資する</p>
	費用《C算》定	総事業費	
	費用便益費の基準	<p>投資効率 = 妥当投資額 ÷ 総事業費</p> <p>投資効率が1.0以上であること</p>	

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 森林整備課

事業制度について	事業名	森林環境保全整備事業	
	事業目的	森林の持つ機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資することを目的とし、このための森林整備に直結する林道を整備する。	
	採択基準	地域森林計画に記載された林道。開設効果指数が0.9以上。利用区域面積が50ha以上、かつ全体計画延長が1km以上（過疎、特定・準特定市町村等は30ha以上かつ0.8km以上）。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。	
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林管理道開設 ・森林施業道開設 	
費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養便益 ・山地保全便益 ・環境保全便益 ・木材生産等便益 ・森林整備経費縮減等便益 ・一般交通便益 ・森林の総合利用便益 ・災害等軽減便益 ・維持管理費縮減便益 ・その他の便益
		その他項目	
	費用《C》の算定	<p>費用の積み上げ基準 = 事業費（建設費）+ 維持管理費</p> <p>単価の基準（事業開始年度単価） （割引率4%）</p> <p>維持管理費の考え方（項目・・・林道維持管理費、機械借り上げ料等） （積み上げ年数・・・事業実施時から事業完了後40年間）</p>	
費用便益費の基準	B / C = 1.0 以上		

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 森林整備課

事業制度について	事業名	森林居住環境整備事業	
	事業目的	山村と都市の共生・対流を図り、快適な居住環境を広く創出することとし、居住地周辺の森林、山村地域の定住基盤、森林整備の基礎となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を総合的に実施する。	
	採択基準	基幹道・・・地域森林計画に記載された林道。開設効果指数が1.2以上。利用区域面積が1000ha以上、かつ全体計画延長が7km以上。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。 管理道・・・地域森林計画に記載された林道。開設効果指数が0.9以上。利用区域面積が50ha以上、かつ全体計画延長が1km以上（過疎、特定・準特定市町村等は30ha以上かつ0.8km以上）。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。	
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林基幹道開設 ・森林管理道開設 	
費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目 《B》	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養便益 ・山地保全便益 ・環境保全便益 ・木材生産等便益 ・森林整備経費縮減等便益 ・一般交通便益 ・森林の総合利用便益 ・災害等軽減便益 ・維持管理費縮減便益 ・山村環境整備便益 ・その他の便益
		その他項目	
	費用便益B/Cの算定	費用の積み上げ基準 = 事業費（建設費）+ 維持管理費 単価の基準（事業開始年度単価） （割引率4%） 維持管理費の考え方（項目・・・林道維持管理費、機械借り上げ料等） （積み上げ年数・・・事業実施時から事業完了後40年間）	
費用便益費の基準	B / C = 1.0以上		

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 治山課

事業制度について	事業名		復旧治山
	事業目的		山腹崩壊地、はげ山、浸食されたり異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止・軽減を図る
	採択基準		次の各号のいずれかに該当し、全体計画事業費が7,000万円以上のもの 1 1級河川上流 2 2級河川上流 3 その他の河川又は地区で、次の各号の1に該当するもの（集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。） ア 市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 イ 主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。）、港湾等をいう。）の保護 ウ 農地（10ha以上のもの（農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるものを含む。）に限る。）、ため池（貯水量3万m ³ 以上のものに限る。）、用排水施設（関係面積100ha以上のものに限る。）、漁場（受益戸数20戸以上のものに限る。）等の保護
	概要 (メニュー)		・溪間工（谷止工、床固工、流路工等） ・山腹工（土留工、法枠工、植栽工等） ・森林整備（本数調整伐等）
費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	・水源かん養便益 ・山地保全便益 ・災害防止便益
		その他項目	
	費用《C》の算定	・費用の積み上げ基準：全体事業費 ・単価の基準：事業開始年度単価 事業費基準は4%/年で割引	
費用便益費の基準	B / C = 1.0以上		

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 道路建設課

事業制度について	事業名	交通円滑化事業（道路改築事業）	
	事業目的	環状道路・バイパスの整備、現道の拡幅及び交差点の改良等道路交通の円滑化を図ることを目的とする事業。	
	採択基準	道路交通の円滑化を図るために必要となる環状道路・バイパスの整備、現道の拡幅、交差点の改良等。	
	概要 (メニュー)	環状道路・バイパスの整備 現道の拡幅 交差点の改良 等	
費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<ul style="list-style-type: none"> ・走行時間短縮便益 ・走行費用低減便益 ・交通事故減少便益
		その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境改善（大気汚染、騒音、エネルギー） ・住民生活保全 ・地域経済の発展
	費用《C》の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の積み上げ基準 = 道路整備に要する事業費 + 道路維持管理に要する事業費 ・単価基準（国土交通省道路局より原単位を提示） ・評価期間は40年間 	
	費用便益費の基準	<p>道路事業の評価においては、投資効果を示す指標として費用便益比（B/C）を用いており、新規採択においてはB/C 1.0であることを事業採択の前提条件としている。</p> <p>再評価においては、残事業および事業全体の費用便益分析を実施する。</p>	

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 道路建設課

事業制度について	事業名	地域連携推進事業（道路改築事業）	
	事業目的	地域の交流・連携を促進すること、道路交通の円滑化を図ること等を目的に、現道の拡幅や線形改良またはバイパス等の建設を行う。	
	採択基準	一次改築、二次改築 事業着手からおおむね8年以内に完成することを目標に整備する。 特殊改良事業 局部的に線形等が不良のため交通障害となっている区間の除却、人家連たん区間等における植樹帯の設置等の小規模な改良工事で緊急に施工する必要のあるもの。事業着手からおおむね4年以内に完成することを目標に整備する。	
	概要（メニュー）	一次改築：未改良、未舗装の道路の整備 二次改築：環状線の構築や交通のあい路（踏切・屈曲・人家連たん等）の改築 特殊改良：局部的に線形等が不良のため交通障害となっている区間の除去	
費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<ul style="list-style-type: none"> ・走行時間短縮便益 ・走行費用低減便益 ・交通事故減少便益
		その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境改善（大気汚染、騒音、エネルギー） ・住民生活保全 ・地域経済の発展
	費用《C》の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の積み上げ基準 = 道路整備に要する事業費 + 道路維持管理に要する事業費 ・単価基準（国土交通省道路局より原単位を提示） ・評価期間は40年間 	
費用便益費の基準	道路事業の評価においては、投資効果を示す指標として費用便益比（B/C）を用いており、新規採択においてはB/C 1.0であることを事業採択の前提条件としている。 再評価においては、残事業および事業全体の費用便益分析を実施する。		

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 河川課

事業制度について	事業名	広域基幹河川改修事業	
	事業目的	一級河川において、一定計画により一定区間の浸水被害を未然に防止するため、河川改修を実施し国土の保全と民生の安定を図る。	
	採択基準	総事業費が約1.2億円以上。被害が防止される区域内の農耕地が200ha以上であるもの、宅地が20ha以上あるもの。	
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・築堤工 ・掘削工 ・護岸工 ・橋梁工 	
費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋資産 ・家庭用品資産 ・事業所資産(償却・在庫資産) ・農漁家資産(償却・在庫資産) ・農作物資産(水田・畑) ・公共土木施設等
		その他項目	
	費用《C》の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費と維持管理費の合計 ・評価対象期間は整備期間+50年とする ・現在価値化に用いる割引率は4%(B及びC共通) ・維持管理項目は、毎年定常的に支出される除草等、定期的に支出される維持修繕等の費用を50年間にわたり計上する 	
	費用便益費の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比が1以上 	

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 河川課

事業制度について	事業名		総合流域防災事業（一級河川）
	事業目的		流域（圏域）単位で水害対策と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、豪雨災害に対し流域一体となった総合的な対策を推進する。 （一定計画により一定区間の浸水被害を未然に防止するため、河川改修を実施し国土の保全と民生の安定を図る）
	採択基準		河川改修費補助の採択基準（総事業費が約1.2億円以上。被害が防止される区域内の農耕地が200ha以上であるもの、宅地が20ha以上あるもの）に該当するもののうち、1事業の総事業費が100億円未満で、流域面積が100k㎡未満かつ想定氾濫区域内人口が1万人未満である一級河川。
	概要 (メニュー)		<ul style="list-style-type: none"> ・築堤工 ・掘削工 ・護岸工 ・橋梁工
費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋資産 ・家庭用品資産 ・事業所資産（償却・在庫資産） ・農漁家資産（償却・在庫資産） ・農作物資産（水田・畑） ・公共土木施設等
		その他項目	
	費用《C》の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費と維持管理費の合計 ・評価対象期間は整備期間+50年とする ・現在価値化に用いる割引率は4%（B及びC共通） ・維持管理項目は、毎年定常的に支出される除草等、定期的に支出される維持修繕等の費用を50年間にわたり計上する 	
	費用便益費の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比が1以上 	

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 河川課

事業制度について	事業名		総合流域防災事業（準用河川）
	事業目的		流域（圏域）単位で水害対策と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、豪雨災害に対し流域一体となった総合的な対策を推進する。 （一定計画により一定区間の浸水被害を未然に防止するため、河川改修を実施し国土の保全と民生の安定を図る）
	採択基準		総事業費が概ね4億円以上2.4億円以内の準用河川に係る河川工事で、氾濫被害が防止される区域内的の農耕地が60ha以上で、50戸以上の家屋又は5ha以上の宅地が存するもの。
	概要 （メニュー）		<ul style="list-style-type: none"> ・掘削工 ・護岸工
費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋資産 ・家庭用品資産 ・事業所資産（償却・在庫資産） ・農漁家資産（償却・在庫資産） ・農作物資産（水田・畑） ・公共土木施設等
		その他項目	
	費用《C》の算定		
費用便益費の基準			<ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比が1以上

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 砂防課

事業制度について	事業名	公共地すべり対策事業	
	事業目的	人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除去し又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資する。	
	採択基準	地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事のうち、総事業費が1億円以上で、下流河川や鉄道、道路、その他公共施設、人家10戸以上他に被害を及ぼすおそれのあるもの	
	概要 (メニュー)	排水施設、擁壁その他地すべり防止施設等の新設、改良	
費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	被害の軽減効果 ・人家（家屋、家庭用品、農家償却・在庫資産） ・事業所（事業所償却・在庫資産） ・耕地（農作物資産） ・公共土木施設等（道路、鉄道、橋梁、公益施設） ・人的被害 上記項目の被害軽減額を現在価値に換算
		その他項目	
	費用《C》の算定	・費用の積み上げ基準 = 全体計画事業費（工事費・測量試験費・用地補償費） ・単価の基準：評価時点 ・評価対象期間（整備期間 + 耐用年数（50年））内の事業費を現在価値に換算	
	費用便益費の基準	費用便益（B / C）は1.0以上であること	

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 街路公園課

事業制度について	事業名	土地区画整理事業、地方道路整備臨時交付金事業	
	事業目的	都市計画区域内の土地について、「減歩」と「換地」の手法により、道路、公園等の公共施設を整備・改善し、併せて土地の区画を整えるなどの面的な整備な整備を行い、良好な住環境の確保と効果的な土地利用の誘導を図る。	
	採択基準	「土地区画整理事業採択基準」による。以下の6点すべてを満たすこと。 補助基本額 3 億円以上 都市計画事業 施行地区面積 10ha 以上(原則) 都市計画道路の新設又は改築を含む地区 施行後公共用地面積 25%以上 用地買収方式事業費 / 総事業費 = 1/3 以上 (施行地区面積 20ha 以下の場合)	
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備並びにそれに付随する移転、移設、測量試験、調査等 ・土地区画整理事業施行地区内での道路築造、移転、移設、測量試験、調査等 	
費用対効果の分析について *費用便益 B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	走行時間短縮便益 () 走行経費減少便益 () 交通事故減少便益 () 地代便益 ()
		その他項目	
	費用《C》の算定	費用の算定 = 道路整備に要する事業費 + 道路維持管理に要する費用 算定期間は供用開始後 40 年間 費用の算定 = 土地区画整理事業に要する事業費 + 維持管理費 + 用地費 算定期間は換地処分後 40 年間	
費用便益費の基準	B / C 1.5 B / C > 1.0		

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 街路公園課

事業制度について	事業名	連続立体交差事業
	事業目的	名鉄名古屋本線高架事業は、JR高架事業と一体となって、岐阜市における交通の円滑化や住みよいまちづくりの推進のために実施する連続立体交差事業
	採択基準	以下5点について全てに該当すること。 両端で350m以上離れた幹線道路を2本以上含む。 都市計画街路を含む道路と3箇所以上で立体交差 2箇所以上の踏切を除却 あらゆる1kmの区間内の踏切における5年後の踏切交通遮断量の和が2万台時/日以上 まちづくりの上で効果があり、事業費が10億円以上。
	概要(メニュー)	本事業は、名鉄名古屋本線の岐南駅～名鉄岐阜駅間の約2.1kmにおいて、道路と交差している鉄道を連続して高架化し、12箇所の踏切を除却する。それにより、交通の円滑化や安全性の向上を図るとともに、地域分断を解消し、地域の活性化を図る。
費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時間短縮便益(自動車・歩行者・自転車) ・走行経費減少便益 ・交通事故解消便益(交通事故減少・踏切事故解消)
	その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する事業(境川・新荒田川河川改修、(都)岐阜駅那加線拡幅)との一体的整備により、それぞれの事業の投資効果をより高めることができる。 ・その他、上記概要が該当すると思われる。
費用便益B/C*	費用=Cの算定	<p>費用 = 連続立体交差に要する費用 + 関連道路整備に要する費用 + 関連道路の維持管理に要する費用</p> <p>関連道路・・・連続立体交差事業の効果発現のために最低限必要となる側道と鉄道交差道路を対象とし、その道路整備に要する費用</p>
費用便益費の基準		<ul style="list-style-type: none"> ・算定基準：費用便益分析マニュアル 連続立体交差事業編 (国土交通省道路局・都市・地域整備局 平成16年4月) による ・連立立体交差事業の評価においては、投資効果を示す指標として費用便益比(B/C)を用いており、新規採択においては費用が便益を上回っていること(B/C > 1.0)を事業採択の前提条件としている。

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

別紙1

課：街路公園課

事業制度について	事業名	地方道路整備臨時交付金事業（金町那加岩地線（北一色工区））	
	事業目的	一定の地域において、地域の課題に対応し、複数一体となって行われる都道府県道及び市町村道の事業に対して、地方道路整備臨時交付金を交付することにより、地方の創意工夫を活かした個性的な地域づくりを推進することを目的としている。	
	採択基準	公共公益施設の整備に関連して、地域の社会的特性に即して地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、一定の地域において、一体的に行われる必要がある複数の事業（要素事業）から構成される事業であり、都道府県道又は市町村道の改築又は修繕事業を対象とする。	
	概要 （メニュー）	県都岐阜市の骨格を形成し中心市街地へのアクセス強化、交通の円滑化を図り、活力ある都市づくりと良好な環境形成を支援する道路整備を行っており、交流の促進による中心市街地活性化、観光の活性化、安全で安心して暮らせる道路環境形成の促進が期待される。	
費用対効果の分析について	効果の項目	うち貨幣換算する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 走行時間短縮便益 ・ 走行費用低減便益 ・ 交通事故減少便益
	その他項目		
*費用対効果の算定	費用C	費用の算定 = 道路整備に要する事業費 + 道路維持管理に要する費用 ここで、道路整備に要する事業費は、工事費、用地費、補償費である。 ・ 単価基準（国土交通省道路局・都市・地域整備局より提示された原単位を使用） ・ 評価対象期間は建設期間 + 40年間	
*費用対効果の算定	費用B / C	街路事業の評価においては、投資効果を示す指標として費用対効果比（B / C）を用いており、新規採択においては費用が便益を上回っていること（B / C > 1.0）を事業採択の前提条件としている。	

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 街路公園課

事業制度について	事業名	都市公園事業
	事業目的	都市公園事業は、都市公園等の新設又は改築に関する事業である。これには都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業の他に「国及び地方公共団体以外のもので設置する都市計画施設である公園又は緑地で政府関係機関又は地方公共団体の補助金、貸付金の財政援助に係わるもの」の新設または改築に関する事業及び都市計画区域外において町村が設置する特定地区公園の整備に関する事業が含まれる。
	採択基準	金額的要件 ・ 1箇所当たりの当該年度国費が30,000千円以上 ・ 1箇所当たりの全体事業費が5億円以上 規模要件 ・ 2ha以上であること。
	概要 (メニュー)	・ 個別補助金 = 国が定める政策課題に対応した国が個別に補助金を交付する事業 ・ 統合補助金 = 地方公共団体がより裁量的に事業を執行できる統合的な補助金
費用対効果の分析について *費用便益 B/C *	効果の項目 《B》	「大規模公園費用効果分析手法マニュアル」より 移動費用をかけてまで公園を利用する価値があるという前提のもとで、移動費用、移動時間を利用して公園整備の価値を貨幣価値で評価する。(旅行費用法) 公園がなかった場合を仮定し、公園が存在することにより見込める効果を貨幣価値化したもの。 その根拠となるものは ・ 洪水調整・地下水涵養 ・ 火災延焼の防止・遅延 ・ 貯水槽・トイレなどの災害対応対策施設の確保 ・ 強固な地盤の提供 ・ 防風・防潮機能 「小規模公園費用対策効果分析手法マニュアル」より 街区公園、近隣公園、地区公園の3公園を計測対象とする。 プロジェクトの実施により、関係者のもつ望ましさ(効用)の変化から便益を貨幣価値で評価する方法(効用関数法) ・ 実際に公園を利用する、または将来の利用を担保する価値 ・ 都市景観の向上、都市環境を維持・改善する価値 ・ 震災等災害時に有効に機能する価値
	その他項目	
	費用《C》の算定	・ 費用：用地費 + 建設費 + 維持管理費 ・ 価値化の時期 ・ 割引率：4% ・ プロジェクトライフ：50年
	費用便益費の基準	1.0より大きい場合、発生する便益の方が生じる費用より大きいこととなり、社会的経済的な視点から見た場合、実行可能性があることを意味する。

平成20年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 下水道課

事業制度について	事業名	流域下水道事業・公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業	
	事業目的	1. 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上（便所の水洗化、悪臭の排除等の環境整備）に寄与し、あわせて公共用水域（伊勢湾等）の水質保全に資する。 2. 自然環境の保全または農山漁村における水質の保全に資する。	
	採択基準	・公共下水道：対象区域 主に市街地、規模 制限無し ・特定環境保全公共下水道：対象区域 市街化区域以外の区域、規模 1,000～10,000人 ・流域下水道：2以上の市町村の区域における下水を排除するもの	
	概要 (メニュー)	・事業主体 市町村：公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業 県：流域下水道事業 ・対象処理水は汚水（生活雑排水、し尿、工場・事業場排水等）及び雨水 ・管渠及び処理場の築造	
費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目 《B》	(1) 生活環境の改善効果 周辺環境の改善（＝下水道整備によるドブの解消） ・中小水路の覆蓋化（設置・清掃）費用。 居住環境の改善（＝便所の水洗化） ・浄化槽の設置・維持管理費用 (2) 公共用水域の水質保全効果 公共用水域の存在価値等のうち下水道の整備によって保全・回復される価値 (3) 浸水の防除効果 浸水被害の軽減効果（＝下水道整備で軽減される被害額）
		その他項目	処理場等の用地を公園等に活用できる価値 管渠の光ファイバー設置空間（電線類地中化）としての利用価値
	費用《C》の算定	処理場、ポンプ場、管渠等にかかる建設費＋用地費＋改築費＋維持管理費	
費用便益費の基準	B/Cの値として1.0以上が必要。 社会情勢の変化等により、1.0未滿となった場合は、事業計画の見直しも含めて対応方針を決定する必要がある。 （新規事業採択の場合、1.0未滿であると、採択は不可能） 費用効果分析については、「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)平成18年11月」に準拠する		